

## 特別課題研究Ⅱ「大学教育と教職課程」

### <趣旨>

2017(平成 29)年教育職員免許法施行規則改定に伴って各大学が「再課程認定」の申請を行う過程で、様々な問題が表面化した。今回の改定は 1999(平成 11)年の「再課程認定」以来の大幅な教職課程の変更を迫るものであり、教職課程を運営する大学の当事者にとって教職課程のあり方やその意義をあらためて問い直す機会となった。とりわけ、開放制を掲げる日本の大学における教員養成は、学士課程と教職課程の両立を前提として、履修者による両者の統合的な学修を企図して運営されてきたが、いわゆる「大きくくり化」や「コアカリキュラム」の導入などにみられる昨今の政策動向はこれまでの日本の大学における教員養成のあり方と必ずしも整合的であるとはいえず、多様な問題が顕在化したというのが実態であろう。いわゆる一般大学の教職課程のみではなく、教育学部や教育学科、大学院組織をも含んで、大学の中で教員養成に責任を負う多様な組織を視野に入れて事態を把握することが必要になっているといえる。

そこで「教師教育」をその名に掲げる本学会において、「大学教育における教員養成とはいかなるものであるのか、また、どうあるべきなのか」という教職課程を検討する上での本質的なテーマについて学術的な見地から研究を推進することは、時宜にかなったものであるとともに、本学会の責務であると考えた。先にふれたように、ここでいう「教職課程」は、いわゆる一般大学の教職課程に限定せず、大学の中で教員養成に責任を負う多様な組織を指すものである。今後の教職課程のあり方について具体的な提言を行うことも視野に入れつつ、関連する研究テーマを析出、整理し、それらのテーマについて学術的なアプローチを積み重ね、知見を体系化することを通して、今日的な視点からあらためて大学における教職課程について理論化することを目的として、特別課題研究「大学教育と教職課程」を設ける。

### <経緯>

2018年4月14日の理事会において、「再課程認定」に関して文部科学省と各大学間で行われる事前相談の場で看過できない重大な行政指導(いわゆる「貸し借り問題」の指摘)があったという話題が提供された。それを契機として、暫定的なワーキンググループ(高野会長、牛渡研究部長、浜田研究副部長、和井田事務局長、鹿毛理事)が組織され、今般の「再課程認定」に関する情報収集を目的としたアンケートが全会員を対象として5月に実施された。6月16日の常任理事会の前に開催された研究会において、そのアンケートの中間報告が行われたが、そこでは「再課程認定」のみに問題を限定するのではなく、むしろ、アンケートの自由記述に記された多様な意見や問題提起を踏まえ、学会として研究課題を析出・整理し、研究を積み重ねていくことの重要性が確認された。さらに、7月8日にはワーキンググループに三村理事が加わり、アンケートの自由記述等について分析し、今後の展開について検討した結果、特別課題研究「大学教育と教職課程」の創設を9月下旬に開催予定の理事会に提案することを前提としてメンバー案等を決定した。以上を踏まえ、予定されているメンバーが9月9日に集まり、当該特別課題研究の創設について協議した。

### <メンバー>

安藤知子、鹿毛雅治、仲田康一、伏木久始、町田健一、三村和則(以上、五十音順)  
牛渡敦(研究部長)、浜田博文(研究副部長)

以上